

# 除草・剪定委託共通仕様書

平成 26 年 2月

名古屋市上下水道局

## 第1節 適用範囲

1. 本仕様書は、名古屋市上下水道局が発注する除草・剪定委託の履行に必要な一般的事項を定めたものである。
2. 本仕様書に定めのない事項は「工事共通仕様書（施設総則編）」による。
3. 委託は、すべて契約書、請書（以下「契約書」という。）及び設計書、特記仕様書、図面、共通仕様書（次項においてこれらを「設計書等」という。）に基づき履行しなければならない。
4. 設計書、特記仕様書、図面に記載された事項は共通仕様書に優先する。

## 第2節 施行仕様

### 1. 除草工（抜取、手刈、機械）

#### 1-1 抜取除草工

- (1) 雑草の根を残さないように除草フォークなどにより抜取ること。
- (2) 芝生地や花壇では、芝の根や花苗をいためないよう、除草フォーク等を用い、雑草のみを根から抜取ること。
- (3) 抜取跡地は、不陸のないよう整地、清掃を実施すること。
- (4) 抜き取った雑草は速やかに処分すること。

#### 1-2 手刈・機械除草工

- (1) 刈高、仕上げの程度については、事前に当局監督員と協議し承諾を得ること。  
なお、機械刈りに先立って、敷地内の塵等の除去をすること。
- (2) 草刈り対象区域で樹木・株物等の植えてある場所は、幹や枝に傷をつけないよう十分注意して幹の根元まで刈り取り、ツタ・落ち葉等をかき取り清掃すること。
- (4) 機械刈りによる場合においても、樹木や器物等支障物の周辺は補正手刈りを行うこと。
- (5) 施行時期は、当局が指定する時期に草丈の状況を判断し、適切な時期に施行できるよう注意し、所定回数を刈取ること。着手後は迅速な施行に心掛けること。

### 2. 芝刈工

- (1) 作業にあたっては、事前に刈込み高を監督員と協議した後、芝刈りを行うこと。
- (2) 機械（エンジン付）芝刈機及び肩掛式草刈機等で、刈むら刈残しのないよう均一に刈込むこと。
- (3) 作業対象区域で樹木・株物等の植えてある場所は、幹や枝に傷をつけないよう十分注意して幹の根元まで刈り取り、ツタ・落ち葉等をかき取り清掃すること。
- (4) 施行時期は、当局が指定する時期に芝丈の状況を判断し、適切な時期に施行できるよう注意し、所定回数を刈取ること。着手後は迅速な施行に心掛けること。

### 3. 刈草・刈芝等処理工

- (1) 発生した刈草・刈芝等は風などにより散乱しないよう寄せ集め・運搬・清掃等を行い受注者の責任と負担で全て場外へ搬出すること。
- (2) 「確認処分」の場合は、受注者の責任において適正に処理すること。なお、処理に際してはリサイクルに努めるような方法にて行うこと。
- (3) 「処分なし」の場合は、監督員の指示するリサイクル工場に搬入すること。

### 4. 樹木剪定工

- (1) 樹木にとって、剪定による悪影響を生ずることがない時期に作業すること。
- (2) 樹木の剪定、整枝は、樹種本来の形（円柱状・逆円錐状・卵状・球状・広卵状等）を維持すること。
- (3) 並木の剪定においては、不ぞろいを避けるため、最初の1本が完了した時点で監督員の検査を受け、以後は、その樹木を標準として剪定を進めること。
- (4) 剪定した枝は、速やかに処理し、剪定した樹木周辺の清掃を実施すること。
- (5) 樹冠の成長の均一をはかるため、頂上枝葉は少なく、下方枝は多く残すこと。
- (6) 樹冠形成上、不必要な枝（徒長枝・弱枝・ふところ枝・からみ枝等）・枯枝・胴吹き枝を除去し、次に樹木の上部から下部に向けて剪定を行うこと。
- (7) 不用枝の剪定はつけ根で、切りつめ剪定は定芽の直上で行うこと。
- (8) 枝のこぶは、つとめて除去するものとし、こぶのすり取りは、こぶ先の主枝を残すようにすること。
- (9) 軽剪定にあたっては、樹冠内部に陽光や風が入るようにして、樹形保持と樹勢の均衡をはかるように行い、過度の剪定とならないようにすること。
- (10) 骨格剪定にあたっては、樹高・樹冠を一定の形に整えるとともに、次期繁茂期の緑のために、骨格となる枝条の発育が均斉となるように剪定すること。
- (11) 玉物類及び生け垣類の剪定は、根本廻りの芝生、雑草の除去及び枯れ死した枝等の除去も行うこと。
- (12) 五葉松、松類の剪定にあたっては、樹木の健全な育成を図るばかりでなく、美観も高めるように特に留意して剪定を行うこと。
- (13) ソテツは、枯死した葉を択抜すると共に『コモ巻』保護をすること。
- (14) その他の剪定作業の詳細については、当局監督員の指示による。

## 5. 刈込工（玉物・生垣・大刈り込み）

- (1) 作業にあたっては、事前に刈込みの度合、形状等を監督員と協議した後、施工すること。
- (2) 刈込樹木等の健全育成のため、枯損枝の切り取り、密生箇所を切りすかし、疎な部分への枝の誘引等を行うこと。
- (3) 大刈込等、植込地に踏込む場合には、枝の損傷に注意すること。
- (4) 刈取った枝葉が樹冠内等に残らないよう、全て取去ること。
- (5) 刈取った枝葉はすみやかに処分し、刈り込んだ樹木等の周辺の清掃を実施すること。
- (6) 花木類の刈込みについては、花芽分化の時期に十分注意して行うこと。

## 6. 剪定枝・刈込枝葉等処理工

- (1) 発生した剪定枝・刈込枝葉等は風などにより散乱しないよう寄せ集め・運搬・清掃等を行い受注者の責任と負担で全て場外へ搬出すること。
- (2) 「自社チップ化処理」の場合は、受注者の責任において破砕チップ化し、リサイクルして再利用処理すること。
- (3) 「処分なし」の場合は、監督員の指示するリサイクル工場に搬入すること。

## 7. 樹木施肥工

- (1) 施肥は、樹木及び芝の生育過程で不足する肥料を補うとともに、土壌の改良を図ることを目的とする。
- (2) 肥料・土壌改良剤の種類・使用量等は、設計図書による。
- (3) 施肥する位置及び穴・溝の大きさ・深さ等については設計図書によるほか、あらかじめ監督員の承諾を受けるものとする。
- (4) 施肥にあたって穴・溝を掘る場合は、太い根のある場所を避け、これを切断したり傷つけることのないように注意して施工すること。
- (5) 芝生地・花壇等の施肥は、指定量を均一に散布すること。

## 8. 薬剤散布工

- (1) 薬剤散布にあたっては、平成25年4月26日付け「住宅地等における農薬使用について」（農林水産省）に準じ行うと共に、受注者（作業員）及び当局職員等の健康維持に留意し、使用済みの空瓶・空袋等は、事故が発生しないように処理すること。また本市内においては、受注者は、薬剤散布にあたっては、「名古屋市の施設等における農薬・殺虫剤等薬剤の適正使用に係る基本指針」（名古屋市 平成25年12月25日改正）及び「農薬・殺虫剤等薬剤の適正使用のマニュアル（屋外 農薬編）」（名古屋市平成25年12月改正）に基づいて行うこと。
- (2) 薬剤の種類については、設計図書によるものとし、施工時期については作業の実施に先立って状況調査を実施し、監督員の承諾を得なければならない。
- (3) 薬剤を散布する場合、事前に周辺住民に対して、薬剤の散布目的・散布日時・使用薬剤の種類について十分な周知に努めること。
- (4) 散布時、立て看板の表示等により、散布区域内に受注者（作業員）・当局監督員以外

が入らないよう最大限配慮すること。

- (5) 風に影響を受ける薬剤を散布する場合、近隣への影響が少ない日時を選び風向き等に十分注意して作業を行うこと。また、作業日が強風の場合は当局監督員と打ち合わせを行い、その指示に従うこと。
- (6) 対象物に薬液が十分にまんべんなく散布され、散布漏れがないよう入念に作業すること。また、散布し過ぎによる薬害が発生しないように注意すること。
- (7) 効果判定は、効果が最も顕著な時期に監督員の立会のうえで行い、不均一な散布等により散布効果のない箇所については、監督員の指示に従い、補正散布を実施するものとする。
- (8) 受注者は、薬剤を散布した年月日、場所及び対象植物、使用した農薬の種類又は名称並びに使用した薬剤の使用量・希釈倍数について農薬使用記録簿を作成し、監督員に提出すること。なお、農薬使用記録簿は3年間保存すること。
- (9) 薬害の疑いが生じた場合又は報告を受けた場合には、速やかに監督員に報告し、その指示に従い処置しなければならない。

## 9. 清掃工

- (1) 集積したゴミ・落葉等は風などにより散乱しないよう寄せ集め・運搬・清掃等を行い受注者の責任と負担で全て場外へ搬出すること。
- (2) 集積したゴミ・落葉等の処分は刈草・刈芝等処分工に準じて行うこと。

## 10. 共通事項

- (1) 当局施設の構内には立ち上がりバルブ、ケーブル、標識、埋設杭等があるため注意して施行すること。
- (2) 芝刈・除草作業にあたっては、小石等が飛散しないように十分注意し、必要に応じて飛散防止措置を施すこと。
- (3) 当局施設においては、構内の沈澱池・ろ過池・開渠等に刈草・切枝・散布薬剤等が飛散しないよう十分注意し作業を行うこと。また、敷地境界付近では、刈草・切枝・散布薬剤等が構外に飛散しないよう注意し、必要な措置を行い、刈芝・切枝等を構外に飛散させた場合は、受注者の責任において取り除くこと。